

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

2022年8月4日

### 【発行者の名称】

株式会社フィットワークス  
(Fitworks Co., Ltd.)

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 武内 寿明

### 【本店の所在の場所】

大阪府大阪市淀川区西中島六丁目11番25号

### 【電話番号】

06-6889-5777 (代表)

### 【事務連絡者氏名】

取締役経営管理部長 山本 高広

### 【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

### 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三宅 卓

### 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される  
ウェブサイトのアドレス】 <https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

### 【電話番号】

03-5220-5454

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2022年8月26日にTOKYO PRO Marketへ  
上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資  
家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証  
券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定によ  
り、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

### 【公表されるホームページのアドレス】

株式会社フィットワークス  
<https://www.fit-works.co.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	2019年11月	2020年11月	2021年11月
売上高 (千円)	1,051,722	1,114,451	1,289,157
経常利益 (千円)	147,164	178,710	156,582
当期純利益 (千円)	96,807	116,884	102,430
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	80,000	80,000
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,000
純資産額 (千円)	440,068	553,952	653,383
総資産額 (千円)	818,989	922,711	931,453
1株当たり純資産額 (円)	2,200.34	2,769.76	3,266.92
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たりの中間配当額)	3,000 (—)	3,000 (—)	3,000 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	484.04	584.42	512.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.7	60.0	70.1
自己資本利益率 (%)	24.6	23.5	17.0
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	3.1	2.6	2.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	169,822	60,191	△ 66,699
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 10,938	△ 817	△ 3,448
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 2,609	△ 3,000	△ 3,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	546,039	602,413	529,266
従業員数 (名)	39	43	46

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について掲載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。  
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。  
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
7. 第16期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項」の規定に基づき、ひかり監査法人により監査を受けております。  
8. 第14期及び第15期の財務諸表については、ひかり監査法人による監査はを受けておりません。  
9. 2022年5月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。このため第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 2 【沿革】

当社の前身である株式会社i.Vizは、株式会社ダンテックにおける事業拡大を目的に、同一の株主構成で設立されました。2014年に株式会社ダンテックよりシステムインテグレーション関連業務の事業移管を受け、現代表取締役社長武内寿明が資本・経営参加し、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けるため、社名を株式会社フィットワークスに変更いたしました。

年 月	沿 革
2006年 5月	大阪市淀川区に株式会社i.Viz設立 資本金100万円
2014年 8月	経営基盤の強化を目的として資本金1,000万円に増資
2014年10月	株式会社フィットワークスへ商号変更
2014年12月	特定労働者派遣事業 届出（特27-306517）
2015年 3月	建設業許可取得 大阪府知事許可（般-26）第142598号 電気工事業・電気通信工事業
2015年 5月	東京都文京区に東京支店設置
2016年12月	神戸市西区に神戸支店設置 ISO27001 認証 取得（認証範囲：本社）
2018年 3月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島支店設置
2018年12月	労働者派遣事業許可取得（派27-303897）
2020年 2月	経営基盤の強化を目的として資本金8,000万円に増資
2020年 3月	建設業許可更新 大阪府知事許可（般-1）第142598号 電気工事業・電気通信工事業
2021年12月	労働者派遣事業許可更新（派27-303897）
2022年 5月	建設業許可取得 国土交通大臣許可（般-4）第28523号 電気工事業・電気通信工事業

### 3 【事業の内容】

当社は、事業者向けにネットワーク、インフラ構築からソフトウェア開発をはじめ、それらの運用・保守に至るまでワンストップでサービスを提供しております。当社事業はシステムインテグレーション事業の単一セグメントでありますが、以下の3つのサービスをお客様に提供しております。

#### ・インフラインノベーションサービス

上流SEやITアーキテクトによる企画の提案やヒアリングなどのコンサルティングサービスや、ネットワークやサーバーのインフラ基盤構築に加え、クラウドなどレイヤーごとのインフラ基盤構築を提供しております。

また、インフラ基盤を支える弱電設備工事、電話交換設備などのコミュニケーション基盤構築など、昨今の技術革新に則したトータルサービスを提供しており、特定の製品やベンダーに縛られることなく、お客様にとって最適なITインフラ環境を構築しております。

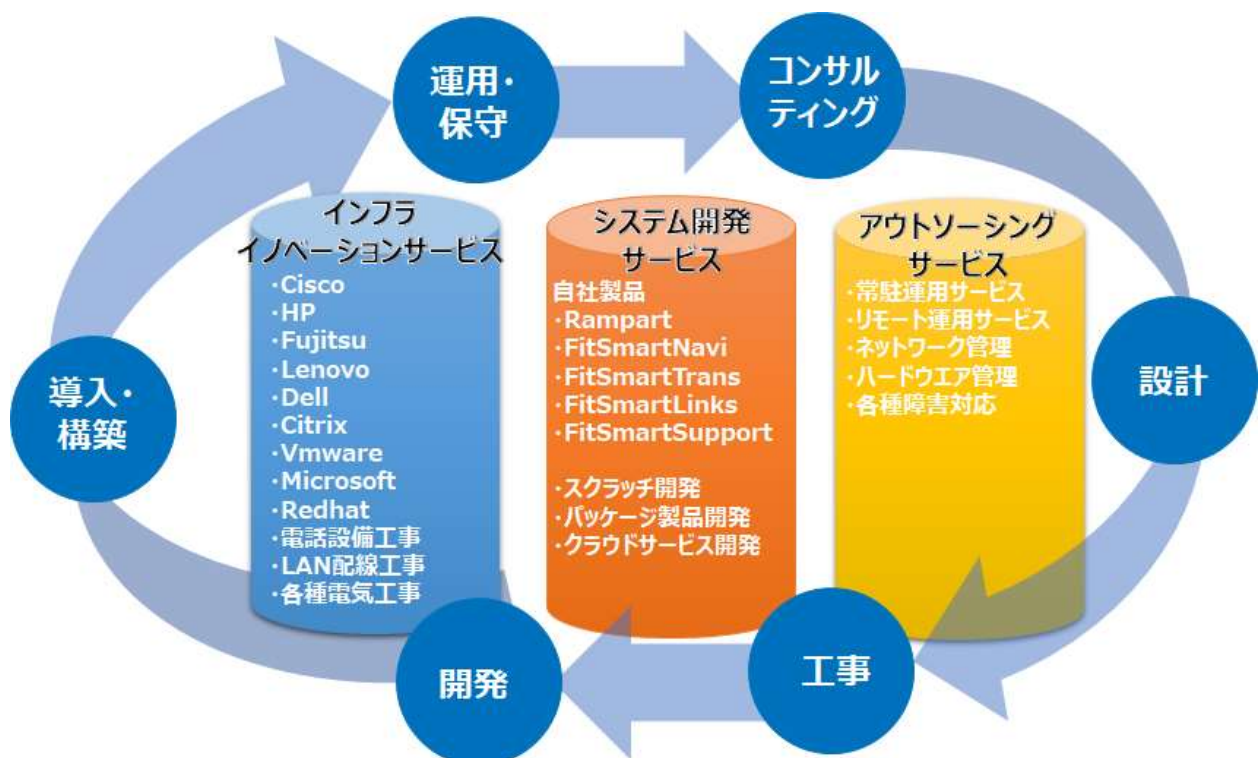
#### ・システム開発サービス

情報保護の法規制、多様化するサイバー攻撃に対応したセキュリティパッケージシステムの開発に加え、お客様業務の利便性を向上するプラットフォームを提供しております。

#### ・アウトソーシングサービス

豊富な業務・ITノウハウを活用し、インフラ基盤のオンサイト、リモートによる保守サービスに加えて常駐型によるお客様業務の運用支援サービスを提供しております。

<事業イメージ>

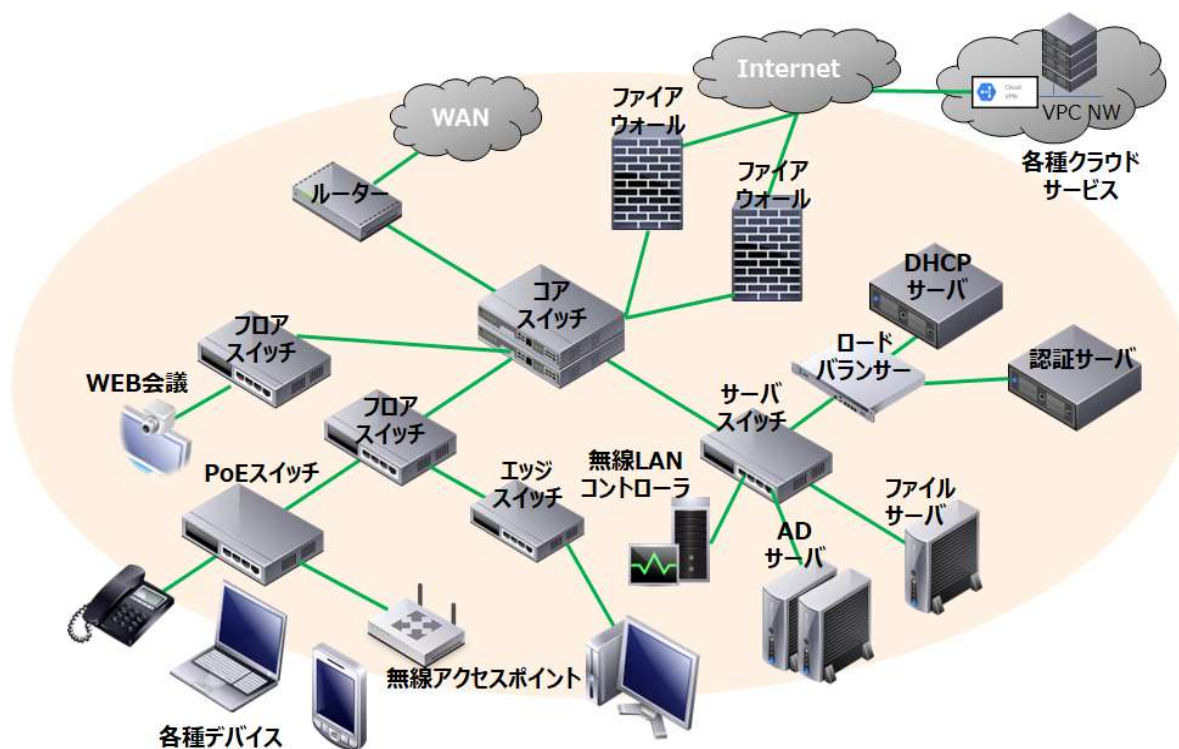


さらに当社が属するIT業界においては、新型コロナウイルス感染症対策を契機としたテレワーク導入等、働き方改革関連投資が堅調に推移し、クラウドやAI、IoT、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）といったDX（デジタルトランスフォーメーション）等の最先端技術領域への関心も急速に高まっており、これらの環境の変化に適應できるITベンダーとして、お客様の課題を解決すべく、医療事業者から民間企業まで多岐に渡るインフラ構築の仕事に対し、社会の公器であるという使命感をもって取り組んでおります。

また、更なる成長に向け、「サステナビリティ経営」を推進しております。経営理念を当社の存在意義とした上で、当社の強みを活かし、お客様、パートナー様との共創で、新しいバリューチェーンをプロデュースする「2030年：コミュニケーションサービス・コンシェルジュ」の実現のため、策定した中期経営計画において3つの基本戦略「事業革新」「人財投資」「DX事業化」と経営基盤の強化に取り組むことにより事業拡大を目指しております。

### (1) インフラインベーションサービス

日常生活の中でのインフラが電気、ガス及び水道などであるように、IT業界のインフラはサーバーやネットワークです。インフラインベーションサービスは「ネットワークインフラ構築サービス」、「サーバーインフラ構築サービス」、及び「コンストラクションサービス」に大きく分類されます。



## ■ ネットワークインフラ構築サービス

当社が強みとする大規模病院、自治体や企業内で利用される様々なシステムを繋ぐネットワーク全般（有線LAN／無線LAN／WAN）の企画・設計・機器導入・構築を行います。お客様のご要望に応じて、ルーター、L3スイッチ、L2スイッチ、無線アクセスポイントなどのネットワークインフラ構築を展開しています。

### 主な導入実績

- ・ 国立大学附属病院 院内ネットワーク導入構築、クラウドへの接続環境構築
- ・ 私立・国立大学 学内ネットワーク導入構築
- ・ 地方自治体 庁舎内ネットワーク導入構築
- ・ 一般中小大手企業 社内ネットワーク導入構築、拠点間ネットワーク

## ■ サーバーインフラ構築サービス

当社が強みとする大規模病院、自治体や企業内で利用される様々なシステムを形成するサーバー環境について、企画・設計・機器導入・構築を行います。お客様のオンプレミス環境（ソフトウェア/仮想基盤/サーバー、ストレージ）だけでなく、クラウド環境の活用についてもサーバーインフラ構築を展開しています。

### 主な導入実績

- ・ 国立大学附属病院 仮想基盤環境、シンククライアント環境導入構築
- ・ 私立・国立大学 仮想基盤環境導入構築
- ・ 地方自治体 仮想基盤環境導入構築
- ・ 一般中小大手企業 仮想基盤環境導入構築

## ■ コンストラクションサービス

コンストラクションサービスは、電話設備工事、有線LAN工事、無線LAN工事、電源工事を展開しております。お客様のご要望に沿ったきめ細やかな物理環境の企画・設計・発注・工事・引き渡しの各段階において、スケジュール管理・コスト管理・施工管理・品質管理などを行い、お客様にとって最適なお提案と物理インフラ環境を提供しています。

### 主な導入実績

- ・ 国立大学附属病院 有線LAN工事、無線LAN工事、電源工事
- ・ 私立・国立大学 有線LAN工事、無線LAN工事、電源工事
- ・ 地方自治体 有線LAN工事、無線LAN工事、電源工事
- ・ 一般中小大手企業 電話設備工事、有線LAN工事、無線LAN工事、電源工事

## (2) システム開発サービス

当サービスにおきましては、お客様の” したい ”を実現するために、お客様のニーズを深く読み取り、確かな技術と柔軟な発想で最適なシステムを形にします。

### [Fitシリーズ製品]

「Fitシリーズ」は、主に病院・官公庁等に向けた汎用性の高い業務支援システムのパッケージ製品です。

以下に、一部の製品をご紹介します。

#### ① Fit Smart Navi(ポータルシステム)

Fit Smart Naviは、アプリケーション仮想化環境における統合アプリケーションランチャー機能を提供いたします。仮想、ローカル環境を意識せずアプリケーションを利用できるソリューションです。

#### ② Fit Smart Trans(ファイル転送システム)

Fit Smart Transは、ネットワーク分離環境や仮想環境とのファイルのやり取りで抱えている利便性、セキュリティ面での課題を解決するソリューションです。

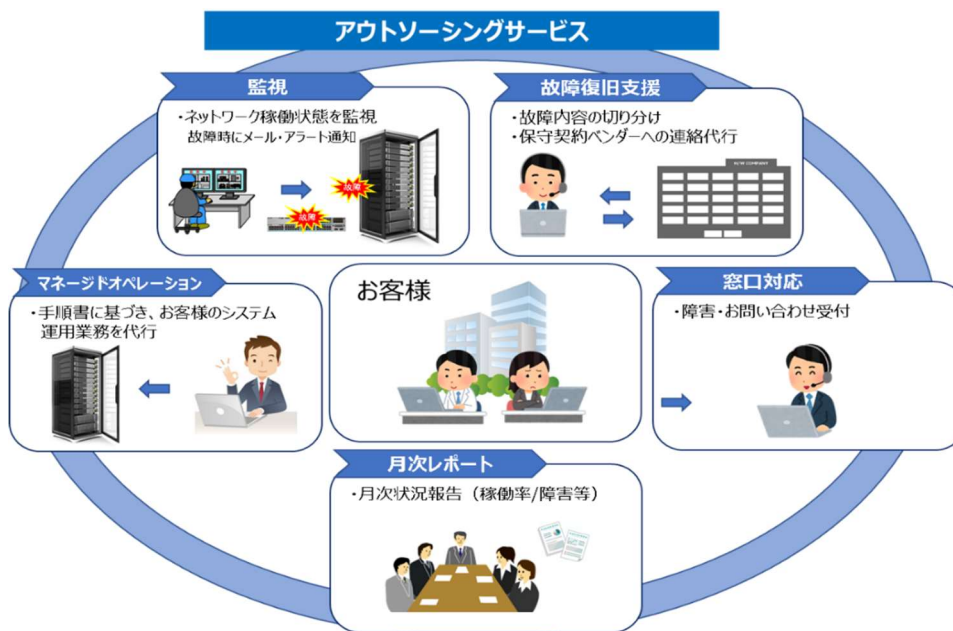
#### ③ Fit Smart Links(利用者管理システム)

Fit Smart Linksは、院内で使用するシステムのユーザー情報(ユーザーID)を管理するシステムです。管理したユーザー情報は院内で使用しているシステムに連携します。



### (3) アウトソーシングサービス

お客様システムの運用業務の代行、ベンダーフリーなネットワーク管理やハードウェア管理を提供しています。また、障害対応時には障害の切り分けやベンダーコントロールを行い、迅速に復旧まで支援します。さらにお客様先のご要望により作業員が常駐し、お客様のシステム規模、ご要望等に合わせたIT運用サービスをきめ細やかに提供しています。



## サービス内容

### 運用業務

- 手順書に基づき、お客様のシステム運用業務を代行
- 月次状況報告（トラフィック/稼働率/障害等）
- お客様システムのアカウント管理
- 各種ライセンス管理
- お客様からの問い合わせ対応
- お客様の環境改善をご提案

### ネットワーク管理

- 日々の稼働状態を監視し、異常時に即対応
- ご要望に応じたネットワーク構成の最適化
- セキュリティ強化をご提案
- 各種管理サーバの監視

### ハードウェア管理

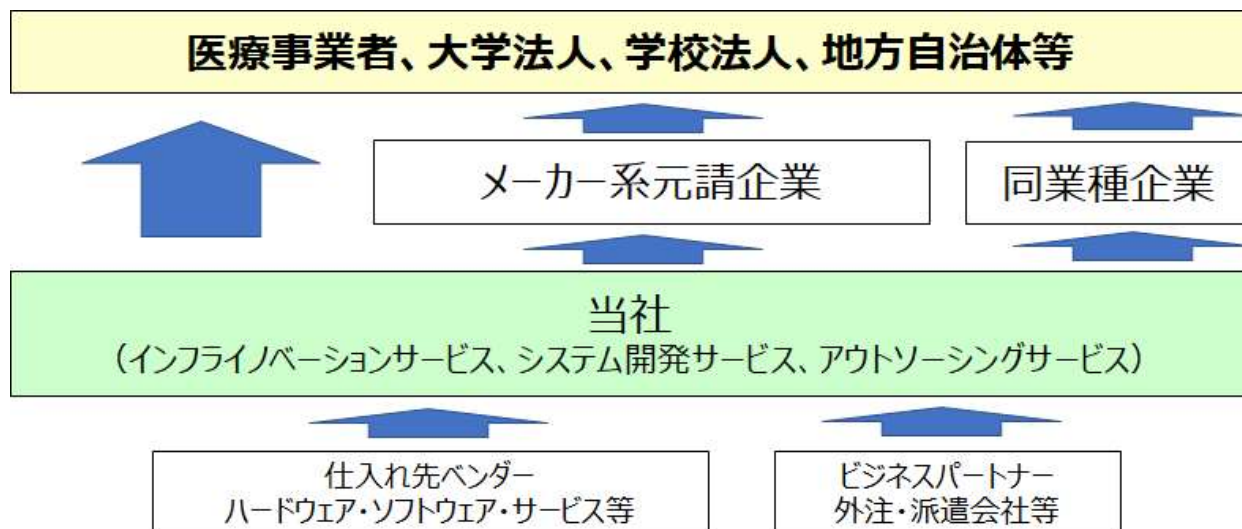
- サーバの構築/運用支援/保守
- パソコン設定
- 各種ハードウェアの監視

### 障害対応

- 障害発生時の一次切り分け原因特定から復旧までをサポート
- セキュリティインシデント対応
- 障害報告書の作成

<事業系統図>

以上に述べた事業を、事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
44	37.3	6.9	4,406

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度における我が国経済は、世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症の影響を受け極めて厳しい状況になり、依然として先行き不透明な状況が続いています。当社の事業領域であるIT関連市場は、経済活動停滞による企業等の一時的な設備投資抑制の影響を受ける一方で、コロナ禍における働き方改革や人材不足への対応を背景に、関連するソフトウェア等の需要は回復傾向にあります。

このような経済環境のもと、IT市場においては、一部に新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化するなど、分野別の業績に開きがありました。

一般企業においては、新型コロナウイルス感染症対策を契機としたテレワーク導入、働き方改革関連投資が堅調に推移し、クラウドやAI、IoT、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）といったDX（デジタルトランスフォーメーション）の最先端技術領域への関心も急速に高まりましたが、設備更新といった不要不急のICT投資については先送りされる事案も見られました。

公共・文教市場においては、一部で商談の延期等の影響がありました。文教市場では遠隔授業や教育の情報化推進に伴うICT投資ニーズが急速に拡大し、特に、GIGAスクール構想の実現に向けた投資が当期に集中いたしました。

当社の主要顧客である医療事業者においては、設備投資抑制や世界的な半導体の需給逼迫により、多くの企業でIT関連製品の製造が困難な状況となり、減産対応を強いられ、当社の業績にも影響がありました。しかし、前期より取り組んできた公共・文教市場への新規参入により「GIGAスクール構想」関連事業が好調に推移したことで医療業界におけるビジネス低迷の影響を最小限に抑えることができました。

以上の活動により、当事業年度の業績におきまして、売上高は過去最高売上となる1,289百万円（前期比15.7%増）となりました。これは、当期に投資が集中したGIGAスクール関連事業の売上が大きく貢献したことや、DX技術を活用した働き方改革に関連したICTニーズを追い風としたインフラインベションサービスの売上高が増加したことによるものです。

しかし、新サービス開発や人材育成等の成長に向けた投資を増やしたことにより、営業利益は151百万円（同13.7%減）、経常利益は156百万円（同12.4%減）、当期純利益は102百万円（同12.4%減）となりました。なお、当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は529百万円（前事業年度末比73百万円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は66百万円（前事業年度は60百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益156百万円の計上があったものの、売上債権が157百万円増加し、仕入債務が43百万円、前受金が21百万円減少したこと等によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は3百万円（前事業年度は0百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2百万円等によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は3百万円（前事業年度は3百万円の使用）となりました。これは配当金の支払額が3百万円あったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

### (2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
システムインテグレーション事業	1,339,138	106.9	481,940	113.8
合計	1,339,138	106.9	481,940	113.8

- (注) 1. 金額は、受注価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	前期比(%)
システムインテグレーション事業	1,289,157	115.7
合計	1,289,157	115.7

- (注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)		当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社AIT	42,044	3.8	161,289	12.5
株式会社エムセック	720	0.1	153,713	11.9
国立大学法人京都大学	154,513	13.9	148,251	11.5
キヤノンITSメディカル株式会社	83,053	7.5	130,134	10.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

中長期的な経営戦略の実現を果たすため、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

#### (1) 優秀な人材の確保

当社の事業を拡大するためには、優秀な人材の確保が必要であります。しかしながら、労働人口が減少する環境下において、新卒採用及び即戦力である中途採用にて人材を雇用することが難しくなっております。また、協力会社から技術者を確保することも、より一層困難となっております。

このような状況のもと、当社では積極的な資格取得に取り組み自社に必要なスキルやマインドを持った社員の育成に努めております。また、ビジネスパートナー戦略（外注委託）を掲げ、外部の人材を日常的に確保していくことで、両社の技術向上に向けた相乗効果と自社内での対応が困難となった場合のリスク分散を図っております。採用活動をより一層強化するとともに、自社のブランド力を高めるためのマスコットキャラクターの作成やソーシャルメディアを活用した情報発信を行い積極的に採用していく方針であります。

#### (2) お客様満足度の更なる向上

お客様課題を解決した商品提供・サービス品質の向上は勿論のこと、お客様の期待値を越えるようなサービスを提供するため、お客様との対面でのコミュニケーションを重視し、機動力を持ち小回りの利くサービスを提供していく方針であります。

#### (3) 収益力の向上

システム開発サービス及びアウトソーシングサービスでは、人材確保が厳しい状況にあるため、成長性に制限のある状態が続いております。そこで、当社が長年培ったソフトウェアというモノづくりにおいてソフトウェアエンジニアリングの近代化を真に追求し、収益基盤を安定的に実現するために自然言語処理、IoT等の新技術やビッグデータ分析、データサイエンス等のデータ分野及びクラウド構築ビジネスの拡大に加え、オフィスDX、ERP、HR等、独自商材の開発を推進してまいります。

また、多くのお客様の問題解決に繋がる知的財産を保有することは差別化に繋がるとともに、生産性向上にも繋がり、結果として収益力向上に結び付くと考えております。私たちが自ら生み出したサービスにおいて知的財産への関心を高め、それを自社の事業価値につなげる意識を持つことで収益力向上を図ってまいります。

#### (4) 安定的な収益基盤の確立

当社の主力サービスであるインフラインベションサービスは、企業のIT投資計画の需要に影響を受ける傾向があり、企業のIT投資計画は一般的に景気動向の影響を受けるとされております。そのため、お客様とワークショップを開催し、年度投資計画や中期経営計画の課題を把握し、解決策を提案することで、安定的な受注の確保を行い、景気動向の影響を受けづらい収益基盤の構築を図ってまいります。

次にシステム開発サービスは、第二の収益基盤の柱としてデジタル技術を活用した新規事業の創出を行い、医療市場・公共市場を中心に安定した収益基盤の確保を目指します。特にセキュリティ商品については、品質・コスト競争力に優れた戦略商品の投入と、国内市場向けに商品ラインアップを充実させることで、売上（収益）拡大を目指します。

また、アウトソーシングサービスは、比較的景気の変動を受けにくい傾向があるため、安定的なストック収益基盤として今後も安定的な拡大を実現できるよう取り組んでまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、当社株式投資に関する全てのリスクを網羅するものではありません。

##### (1) 市場環境に関するリスクについて

###### ① 経済・市場環境による IT 投資姿勢の影響について

当社が事業を展開する IT 業界においては、経済情勢の低迷や景気の悪化などにより、一般企業の IT 投資への姿勢に影響を受ける傾向があります。当社は市場の動向や経済情勢を先んじて的確に把握し、その対応策を講じるよう常に努めておりますが、経済情勢の悪化や景気の低迷によりお客様の IT 投資が減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② 事業環境について

当社事業が属する IT 業界においては、競合他社との競争激化により、低価格化の傾向が続いております。このような環境のもと、経済情勢の変化等により IT 業界内での価格競争が現状の水準を大きく超えて継続した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ③ 競合他社による影響について

当社事業には、現状参入障壁といえるものは存在していません。当社が得意とする医療市場におけるネットワークインフラと各種システムとの連携を司るシステムの開発分野は、ニッチな市場であり、競合他社が当該分野へ進出を図るには知識及びノウハウの習得や人員の確保などにより、相応の時間がかかるものと思われれます。しかしながら、今後、優良な競合他社が当社の事業領域へ多数参入し、既存のお客様基盤の維持や新規のお客様獲得が困難な状況に陥った場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ④ 技術革新への対応について

当社事業が属する IT 業界においては、技術革新が急速に発達するため、当社が現状有する技術、技能及びノウハウなどが今後陳腐化する可能性があります。また、当社の提供するサービスなどが、IT 業界の技術標準の変化により、その競合優位性若しくは価格優位性を失うこともありえます。従って、当社は技術革新に適宜対応するため、従業員の能力を高め、新しい技術の組織的発掘及び習得を推進しておりますが、当社が技術変化の方向性を正しく予測及び認識できない場合、また予測しても適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 医療市場の動向について

昨今の動向ではシステム入替えに対する予算が下落傾向にあります。当社が得意とするオンプレミス型の仮想基盤インフラ構築分野においても初期投資が低コストであるクラウドサービス型方式に移行する病院も増えつつあり、これらの市場環境によっては、構築主体や運用をクラウド事業者へ委託する可能性があることから、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 半導体不足の影響について

世界的な半導体不足により、半導体が用いられた製品の納期が不安定となり、さらに調達ができなくなる、製品価格が上昇するなどの影響が生じております。調達の早期化や代替製品の取扱い、取引先との連携強化によりリスク低減に努めておりますが、半導体不足がさらに深刻化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社事業に関するリスクについて

① 機密情報管理について

当社は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「情報セキュリティ 27001」を取得しており、コンピュータウイルス対策及びネットワーク管理などによる情報の保護、入退館者の確認、情報管理に関する社内教育の徹底及び外部協力業者との機密保持契約の締結などを行い、当社からの情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じております。

このような対策を講じているにもかかわらず、当社が情報漏洩に関与した場合には、損害賠償責任の可能性があるほか、各種業務の継続にも支障が生じる場合があります。当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② システム開発の品質について

当社は、お客様の要望事項に基づきシステムの開発及び運用支援を行っており、これらの品質管理には徹底を期し、お客様サービスの満足度の向上に努めておりますが、当社が提供するサービス等において、品質上のトラブルが発生しないという保証はなく、このような品質上の不具合が生じた場合には、不具合に対応する追加コストの発生や損害賠償などにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の販売先への依存について

当社は、当事業年度において、販売先上位3社に売上高の35.9%が集中しており、特定の取引先への依存度が高い状況にあります。当該取引先とは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。

当社としては、今後も主要取引先との取引拡大に加え、地方自治体等の新規市場拡大や新規サービスの開発を行うことで特定取引先への依存度低下を図り、リスク低減に努める方針ですが、主要取引先の経営方針やIT投資方針の変更、及び取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 組織体制の強化について

当社は、発行者情報公表日現在において、取締役5名、監査役1名、従業員50名程度と比較的小規模な組織であり、内部管理体制なども当社の規模に応じた組織となっております。そのため、各種業務の中には、特定の人員に一定の依存をしているものもあります。今後、事業規模の拡大に応じたるべき人材採用を行い、業務の平準化や権限委譲などの内部管理体制の強化を一層図っていく意向であります。当該体制の整備に著しく時間を要する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人材の確保及び育成について

当社の事業に従事する人材には、技術者としての能力や資質が求められます。今後、当社が業容を安定的に拡大させていくためには、優秀な人材や適性のある人材を適時確保する必要があります。また、採用した人材についても、継続的に教育を行いその育成に努めることは必須となります。そのため、計画通り人材の確保及び従業員の育成が行えない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 協力業者について

当社は、事業を展開する上で当社の許容できる以上の受注が得られた場合には、協力業者から人材を調達し職務を実行しております。従って、協力業者の確保及び業者との協力体制の構築が事業展開の重要な要素となっております。今後、協力業者の確保及び業者との協力体制が計画通りに進まない場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ プロジェクト管理について

当社事業の一部サービスにおいては、お客様からシステム構築を受託する際、事前にサービスの対価及び納期を定めた請負契約を締結します。当該契約を締結したプロジェクトについては、原則として契約時に受注金額が確定し、双方が合意した納期までにシステムを導入又は納品をする責任が当社に発生いたします。当社は、システム構築又はプロジェクトを受託するにあたり、発生が見込まれるコストを積上げ、それに適正な利潤を乗せたものを見積金額として提示しております。また、プロジェクト受注後は、進捗状況を管理するプロジェクトの責任者を選任し、社内関係者及びお客様に対して定期的に進捗状況を報告することを実施しております。しかしながら、プロジェクトにおいては、仕様変更や追加作業に起因する作業工数の増加などが発生する可能性があります。このような事態が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスクについて

① 自然災害等による影響について

当社は、社内のコンピュータシステムに関して、バックアップ体制を確立することによる災害対策を講じておりますが、地震や火災などの災害、コンピュータウイルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの長期に渡る中断や停止、現段階では予測不可能な事由によるシステムトラブルが生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



② 知的財産権について

近年、当社の属するIT業界においては、自社保有技術の特許申請が増加する傾向にあります。そのような環境下において、知的財産権に係る管理体制は構築しているものの、意図せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性があり、これらの訴訟などの内容及び結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟等について

当社は、これまでに訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟などによる請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、これらの訴訟などの内容によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 関連業法による許認可について

当社の業務の一部については、事業活動を行うにあたり、建設業法に基づく一般建設業の許可(国土交通大臣許可等)を受けております。建設業の許可に関しては、現在のところ建設業法第8条に規定される許可要件の欠格事由に該当する事項はありませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取消され、又は、更新が認められない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の事業活動において建設業法への違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消しという行政処分がくだされる恐れがあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本発行者情報公表日現在における当社の許認可登録は、以下のとおりです。

許認可登録名	許可を受けた建設業	許可番号	有効期限
一般建設業許可	電気工事業 電気通信工事業	国土交通大臣許可 (般-4)第28523号	自2022年5月26日 至2027年5月25日

⑤ 法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、コンプライアンスポリシーとして3F<sup>※</sup>を表明しております。法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、法規範や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動に努めております。コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受けるなど、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、これらの法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

※3F

・Forward(進展)

私たちは、地域の未来に、より豊かで公正な社会を残すよう尽力し、調和のとれた社会を実現する社会的使命を担う企業であり、地球と社会が直面する課題解決に貢献します。そのために自社だけでなく、お客様並びに多様なステークホルダー様との対話・共創を推進します。また、デジタル技術の研究、設計、開発、運用及び人材採用、地域で輝く人材の育成に積極的に取り組み、より良い未来社会の進展に貢献します。

・Faith (信頼)

私たちは、法規範を遵守するのみならず、社会の良識、常識といった社会規範を遵守し、お客様並びにステークホルダー様のご要望・期待に応え社会から信頼される企業を目指します。また、会社の成長が個人を豊かにすることを認識し、社員とともに夢とビジョンを共有し、希望と未来が描ける会社を実現することで社員との信頼関係を深めます。

・Free (自由)

私たちは、法規範や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。また、社員一人ひとりの人権、人格及び個性を尊重し、自由と優しさのあふれた風土づくりに努め、安全で働きやすい環境を整備することでゆとりと豊かさの実現に努めます。

⑥ 感染症拡大について

新型コロナウイルスの感染拡大により、現場の稼働制限等による各種工事の進捗遅延は、当社への受注環境の悪化などの影響が懸念されます。これらの影響は当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止に繋がる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他当社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

## ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

### （a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

### （b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至

った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
  - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
  - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
    - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
    - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
  - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
    - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
    - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
    - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
    - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
  - b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
  - c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
  - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO

PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約に繋がる上記の事象は発生していません。

**5 【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産の部)

当事業年度末における流動資産は、900百万円（前事業年度末比9百万円増）となりました。これは主に、売掛金が146百万円、完成工事未収入金が10百万円増加したものの、現金及び預金が72百万円、商品が72百万円減少したこと等によるものであります。固定資産は、31百万円（同0百万円減）となりました。これは主に、繰延税金資産が1百万円減少したこと等によるものであります。

その結果、総資産は931百万円（同8百万円増）となりました。

#### (負債の部)

当事業年度末における流動負債は、273百万円（前事業年度末比90百万円減）となりました。これは主に、買掛金が45百万円、未払法人税等が16百万円、前受金が21百万円減少したこと等によるものであります。固定負債は、4百万円（同0百万円増）となりました。これは資産除去債務が増加したことによるものであります。

その結果、総負債は278百万円（同90百万円減）となりました。

#### (純資産の部)

当事業年度末における純資産は、653百万円（前事業年度末比99百万円増）となりました。これは利益剰余金が99百万円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

### (5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### (6) 運転資本

上場予定日（2022年8月26日）から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本により賄うことが可能であり、十分であると認識しております。



## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において重要な設備投資は実施しておりません。また、重要な設備の除却・売却はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2021年11月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (名)
		建物 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、 器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市淀川区)	事務所用設備等	7,905	2,066	1,653	11,625	37
合計		7,905	2,066	1,653	11,625	37

- (注)
1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
  2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
  3. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は8,606千円であります。
  4. 当社はシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2021年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2022年8月4日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	1,000	200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	1,000	200,000	—	—

(注) 1. 2022年4月13日開催の取締役会決議により、2022年5月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は199,000株増加し、200,000株となっております。

2. 2022年4月13日開催の取締役会決議により、2022年5月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は、796,000株増加し、800,000株となっております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年2月1日 (注) 1.	—	1,000	70,000	80,000	—	—
2022年5月1日 (注) 2.	199,000	200,000	—	80,000	—	—

(注) 1. 会社法第450条の規定に基づくその他利益剰余金からの振替による増加であります。

2. 2022年4月13日開催の取締役会決議により、2022年5月1日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより発行済株式総数は199,000株増加し、200,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	2,000	2,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、内部留保の充実、財務体質の強化を図りながら、積極的な事業展開や事務効率化及びお客様へのサービス向上により企業価値を向上させ、株主の皆様への適切な利益還元により株主価値を拡大させていくことを最重要課題と考えており、継続的かつ安定的に利益還元を実施していくことを基本方針としております。なお、内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり3,000円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年2月22日 定時株主総会	3,000	3,000

### 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員状況】

男性6名、女性一名（役員のうち女性の比率 ー%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	武内 寿明	1970年8月25日生	1989年4月 リコーテクノシステムズ(株)入社 2001年11月 (株)ケーブルテレビ神戸入社 2006年4月 (株)ダンテック入社 2008年7月 (株)ダンテック取締役就任 2014年7月 当社入社 代表取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	200,000
取締役	ソリューションセールス事業部長	遠藤 正人	1972年12月13日生	1992年1月 英工電機株入社 2006年10月 (株)ダンテック入社 2008年7月 (株)ダンテック取締役就任 2014年11月 (株)ダンテック代表取締役就任 2015年6月 当社入社 取締役ソリューション営業部長（現ソリューションセールス事業部長）就任（現任）	(注) 1	(注) 3	ー
取締役	イノベーション事業本部長	平田 勝志	1962年3月6日生	1980年3月 兵庫リコー(株)（現リコージャパン(株)）入社 2011年10月 (株)ダンテック入社 2014年12月 当社入社 システム基盤事業部長就任 2017年12月 取締役システム基盤事業部長就任 2019年12月 取締役ネットワーク事業部長就任 2021年12月 取締役イノベーション事業本部長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	ー
取締役	経営管理部長	山本 高広	1975年2月11日生	1998年4月 (株)イヨテック入社 2005年4月 瀬尾由紀子税理士事務所入所 2013年4月 (株)ダンテック入社 2014年12月 当社入社 経営管理部長就任 2021年1月 取締役経営管理部長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	ー
取締役	事業戦略部長	林 智之	1974年10月19日生	1993年4月 富士通カスタムエンジニアリング(株)（現：(株)富士通エフサス）入社 2021年1月 当社入社 取締役事業戦略部長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	ー
監査役	(注4)	中村 健三	1982年8月1日生	2009年12月 弁護士法人中央総合法律事務所入所 2015年5月 弁護士法人堺筋総合法律事務所共同代表社員弁護士就任 2019年11月 中村総合法律事務所設立、代表弁護士就任（現任） 2020年6月 (株)三ツ星社外取締役就任（現任） 2020年6月 (株)ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ社外取締役就任（現任） 2021年1月 当社監査役就任（現任） 2021年11月 (株)マコト電気社外取締役（現任）	(注) 2	(注) 3	ー
計							200,000

(注) 1. 取締役の任期は、2022年2月開催の定時株主総会のときから2023年11月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。

2. 監査役の任期は、2022年2月開催の定時株主総会のときから2025年11月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。

3. 2021年11月期における役員報酬の総額は、50,536千円を支給しております。

4. 監査役中村健三氏は、社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実現するためには、下部組織へ権限委譲を進めていくことにより、組織運営を明確化する組織体制作りと、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

#### ② 企業統治の体制の概要

##### a) 取締役会

当社の取締役会は5名の取締役で構成されております。監査役出席のもと、法令又は定款に定めるもののほか、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

##### b) 監査役

当社の監査役は1名であります。監査役規程に基づき、法令・定款に従い監査役の監査方針を定めております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、適宜必要な意見を述べております。また内部監査担当者とも緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い監査の有効性及び効率性を高めております。

##### c) 内部監査

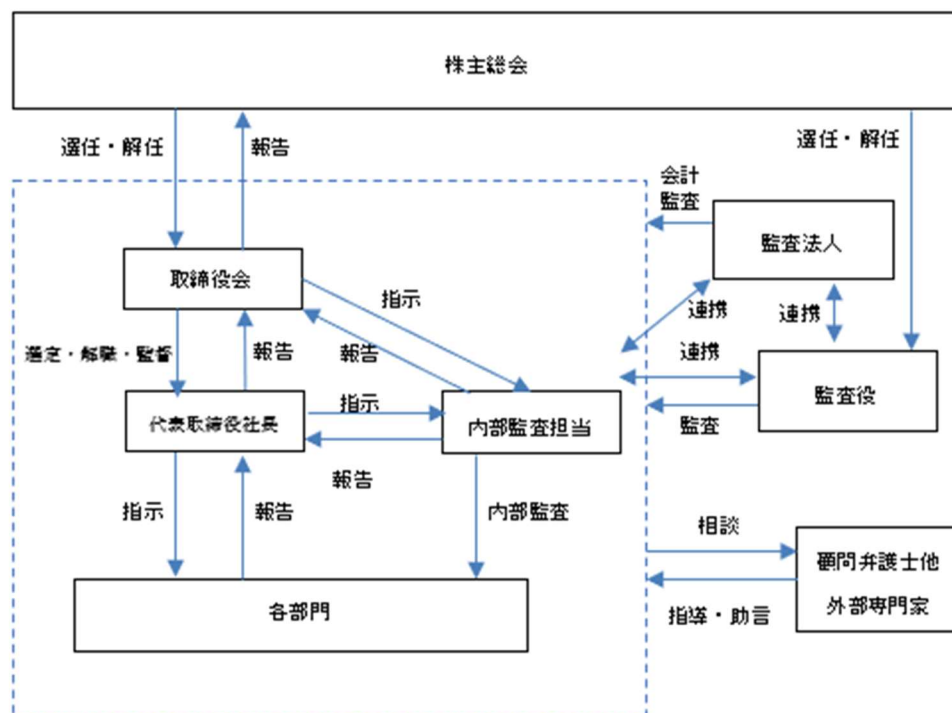
内部監査は翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき、業務が会社の定める社内規程又はマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及び法令等が遵守されているか等について、全ての部門及び支店を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度代表取締役社長及び取締役会に報告されております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

##### d) 会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年11月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、伊藤玲司氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他1名であります。

監査役及び内部監査役は、監査法人より会計監査に関する報告を受けるほか、必要に応じて随時、監査に関する情報交換を行うこととしております。

当社の本発行者情報提出日現在における企業統治の体制の模式図は、次のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築するとともに、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や各業務に係る規程やマニュアルなどを整備し、その適切な運用を行っています。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 社外監査役の状況

当社の社外監査役として中村健三氏を選任しており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑪ 役員報酬の内容

役員の報酬については、2021年1月12日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額80,000千円、監査役の報酬限度額を年額5,000千円とすると決議されております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	48,536	47,336	1,200	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	2,000	2,000	—	—	1

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	4,200	—
計	4,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要となる監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査役による同意を得て公正妥当な監査報酬を決定することとしております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2020年12月1日から2021年11月30日まで)の財務諸表について、ひかり監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	603,313	531,066
売掛金	66,112	212,763
完成工事未収入金	5,407	15,855
未成工事支出金	4,882	13,149
商品	123,658	50,811
原材料	983	1,053
前渡金	84,684	72,661
前払費用	1,657	2,844
その他	—	100
流動資産合計	890,700	900,306
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,572	7,905
車両運搬具（純額）	1,098	2,066
工具、器具及び備品（純額）	1,839	1,653
有形固定資産合計	※1 11,510	※1 11,625
投資その他の資産		
出資金	80	80
長期前払費用	3,066	3,143
繰延税金資産	3,541	2,282
その他	13,812	14,014
投資その他の資産合計	20,500	19,520
固定資産合計	32,010	31,146
資産合計	922,711	931,453
負債の部		
流動負債		
買掛金	132,771	87,160
工事未払金	18,171	20,464
未払金	4,983	7,741
未払費用	14,732	13,226
未払法人税等	38,435	21,526
未払消費税等	26,405	18,061
前受金	119,783	97,964
その他	8,978	7,411
流動負債合計	364,263	273,557
固定負債		
資産除去債務	4,495	4,511
固定負債合計	4,495	4,511
負債合計	368,758	278,069

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
利益剰余金		
利益準備金	1,050	1,350
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	472,902	572,033
利益剰余金合計	473,952	573,383
株主資本合計	553,952	653,383
純資産合計	553,952	653,383
負債純資産合計	922,711	931,453

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2019年12月1日	(自	2020年12月1日
	至	2020年11月30日)	至	2021年11月30日)
売上高		1,114,451		1,289,157
売上原価		790,250		952,175
売上総利益		324,201		336,981
販売費及び一般管理費	※	148,787	※	185,538
営業利益		175,414		151,442
営業外収益				
受取利息		3		4
受取配当金		1		1
受取給付金		2,000		4,236
社宅家賃収入		1,256		1,238
その他		304		410
営業外収益合計		3,564		5,892
営業外費用				
支払利息		268		752
その他		—		0
営業外費用合計		268		752
経常利益		178,710		156,582
税引前当期純利益		178,710		156,582
法人税、住民税及び事業税		62,731		52,892
法人税等調整額		△905		1,258
法人税等合計		61,826		54,151
当期純利益		116,884		102,430

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)		当事業年度 (自2020年12月 1 日 至2021年11月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価					
期首商品たな卸高		115,228		123,658	
当期商品仕入高		433,341		512,096	
合計		548,570		635,754	
期末商品たな卸高		123,658	424,911	50,811	584,943
II 材料費					
期首材料たな卸高		817		983	
当期材料仕入高		9,278		3,769	
合計		10,095		4,752	
期末材料たな卸高		983	9,112	1,053	3,699
III 労務費			215,567		205,265
IV 経費	※		139,954		166,534
総計			789,546	100.0	960,442
期首未成工事支出金			5,586		4,882
期末未成工事支出金			4,882		13,149
売上原価			790,250		952,175

原価計算の方法

個別原価計算によっております。

(注) ※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日)		当事業年度 (自2020年12月 1 日 至2021年11月30日)	
外注費	120,372千円	外注費	142,938千円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年12月1日 至 2020年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	750	429,318	430,068	440,068	440,068
当期変動額						
利益準備金の積立		300	△300	—	—	—
剰余金の配当			△3,000	△3,000	△3,000	△3,000
当期純利益			116,884	116,884	116,884	116,884
利益剰余金から資本金への振替	70,000		△70,000	△70,000	—	—
当期変動額合計	70,000	300	43,584	43,884	113,884	113,884
当期末残高	80,000	1,050	472,902	473,952	553,952	553,952

当事業年度（自 2020年12月1日 至 2021年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	80,000	1,050	472,902	473,952	553,952	553,952
当期変動額						
利益準備金の積立		300	△300	—	—	—
剰余金の配当			△3,000	△3,000	△3,000	△3,000
当期純利益			102,430	102,430	102,430	102,430
利益剰余金から資本金への振替						
当期変動額合計	—	300	99,130	99,430	99,430	99,430
当期末残高	80,000	1,350	572,033	573,383	653,383	653,383

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	178,710	156,582
減価償却費	2,039	2,321
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△523	—
受取利息及び受取配当金	△4	△5
支払利息	268	752
売上債権の増減額(△は増加)	1,792	△157,099
たな卸資産の増減額(△は増加)	△7,891	64,509
仕入債務の増減額(△は減少)	108,025	△43,318
未払金の増減額(△は減少)	△1,675	2,756
未払費用の増減額(△は減少)	△3,980	△1,506
前渡金の増減額(△は増加)	△38,319	12,023
前受金の増減額(△は減少)	△144,385	△21,818
その他	21,557	△11,349
小計	115,615	3,847
利息及び配当金の受取額	4	5
利息の支払額	△268	△752
法人税等の支払額	△55,159	△69,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,191	△66,699
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期積金の純増減額	△810	△900
有形固定資産の取得による支出	—	△2,437
敷金の差入による支出	△7	△240
その他	—	128
投資活動によるキャッシュ・フロー	△817	△3,448
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△3,000	△3,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,000	△3,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	56,374	△73,147
現金及び現金同等物の期首残高	546,039	602,413
現金及び現金同等物の期末残高	※ 602,413	※ 529,266



## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

車両運搬具 3～6年

工具、器具及び備品 4～8年

##### (2) 長期前払費用

均等償却によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

##### (2) その他の案件

工事完成基準

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「お客様との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、当発行者情報公表日時点において評価中であります。

時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図る取り組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的に全て取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## (2) 適用予定日

2022年11月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、当発行者情報公表日時点で未定であります。

### (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により内外の経済動向は極めて不透明な状況であり、経営環境としては決して楽観できない状況にありますが、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症が当社の経営成績等に与える影響は限定的であるとの仮定のもとに、会計上の見積りを行っております。

### (貸借対照表関係)

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,416千円	11,924千円

## 2 当座貸越契約

当社は運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
当座貸越極度額の総額	100,000千円	250,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	250,000

### (損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
役員報酬	24,336千円	50,536千円
給料手当	33,696	33,982
減価償却費	2,039	2,321
地代家賃	17,304	17,901
支払手数料	15,483	17,879
おおよその割合		
販売費	30.5%	25.5%
一般管理費	69.5%	74.5%

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年1月21日 定時株主総会	普通株式	3,000	3,000	2019年11月30日	2020年1月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年1月12日 定時株主総会	普通株式	3,000	利益剰余金	3,000	2020年11月30日	2021年1月13日

当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年1月12日 定時株主総会	普通株式	3,000	3,000	2020年11月30日	2021年1月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月22日 定時株主総会	普通株式	3,000	利益剰余金	3,000	2021年11月30日	2022年2月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
現金及び預金	603,313	531,066
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 等	△900	△1,800
現金及び現金同等物	602,413	529,266

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取り組み方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また資金運用については、短期的な預金等によっております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び完成工事未収入金は、お客様の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、工事未払金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経営管理部において案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、取引先相手ごとに財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部において適時に資金繰り計画を作成及び更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2020年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	603,313	603,313	—
(2) 売掛金	66,112	66,112	—
(3) 完成工事未収入金	5,407	5,407	—
資産計	674,834	674,834	—
(1) 買掛金	132,771	132,771	—
(2) 工事未払金	18,171	18,171	—
(3) 未払金	4,983	4,983	—
負債計	155,926	155,926	—

当事業年度（2021年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	531,066	531,066	—
(2) 売掛金	212,763	212,763	—
(3) 完成工事未収入金	15,855	15,855	—
資産計	759,685	759,685	—
(1) 買掛金	87,160	87,160	—
(2) 工事未払金	20,464	20,464	—
(3) 未払金	7,741	7,741	—
負債計	115,366	115,366	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 工事未払金 (3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	603,313	—	—	—
売掛金	66,112	—	—	—
完成工事未収入金	5,407	—	—	—
合計	674,834	—	—	—

当事業年度（2021年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	531,066	—	—	—
売掛金	212,763	—	—	—
完成工事未収入金	15,855	—	—	—
合計	759,685	—	—	—

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、中小企業退職金共済制度に加入しており、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、2,538千円であります。

当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、中小企業退職金共済制度に加入しており、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、2,880千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年11月30日)	当事業年度 (2021年11月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,314千円	1,947千円
資産除去債務	1,553	1,558
繰延税金資産小計	4,868	3,506
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	4,868	3,506
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,326	1,223
繰延税金負債合計	1,326	1,223
繰延税金資産の純額	3,541	2,282

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。



(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部お客様への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部お客様への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要なお客様ごとの情報

(単位：千円)

お客様の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
国立大学法人京都大学	154,513	システムインテグレーション事業

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部お客様への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部お客様への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要なお客様ごとの情報

(単位：千円)

お客様の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社AIT	161,289	システムインテグレーション事業
株式会社エムセック	153,713	システムインテグレーション事業
国立大学法人京都大学	148,251	システムインテグレーション事業
キヤノンITSメディカル株式会社	130,134	システムインテグレーション事業

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 個人 主要 株主	武内寿明	-	-	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 100.0	債務 被保証	当社仕入に対する 債務被保証 (注) 1	9,410	-	-
							当社リース契約に 対する債務被保証 (注) 2	1,929	-	-

(注) 1. 当社は、一部の仕入先に対する仕入債務について代表取締役社長武内寿明及び取締役遠藤正人より連帯して債務保証を受けております。取引金額については、期末の仕入債務残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

なお、取締役遠藤正人が負担する債務保証額は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 当社は、代表取締役社長武内寿明よりリース取引に対して債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度末の未経過リース料残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

当事業年度(自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 個人 主要 株主	武内寿明	-	-	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 100.0	債務 被保証	当社仕入に対する 債務被保証 (注) 1	6,708	-	-
							当社リース契約に 対する債務被保証 (注) 2	1,141	-	-

(注) 1. 当社は、一部の仕入先に対する仕入債務について代表取締役社長武内寿明及び取締役遠藤正人より連帯して債務保証を受けております。取引金額については、期末の仕入債務残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

なお、取締役遠藤正人が負担する債務保証額は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 当社は、代表取締役社長武内寿明よりリース取引に対して債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度末の未経過リース料残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり純資産額	2,769.76円	3,266.92円
1株当たり当期純利益	584.42円	512.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載を省略しております。

2. 当社は2022年5月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年12月1日 至 2020年11月30日)	当事業年度 (自 2020年12月1日 至 2021年11月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	116,884	102,430
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	116,884	102,430
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の採用

2022年2月22日開催の株主総会決議に基づき、2022年2月23日付で単元株式制度の導入及び発行可能株式総数の変更に伴う定款変更を行っております。

また、2022年4月13日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月1日付で株式分割及び発行済株式総数の変更に伴う定款変更を行い、1単元100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を実施しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年4月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する普通株式1株につき200株の割合で分割いたしました。

② 分割による増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000株
株式分割により増加する株式数	199,000株
株式分割後の発行済株式数	200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	800,000株

③ 分割の効力発生日

2022年5月1日(日曜日)

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

⑤ 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,963	—	—	9,963	2,058	667	7,905
車両運搬具	6,525	1,906	813	7,618	5,551	937	2,066
工具、器具及び備品	5,437	531	—	5,968	4,314	716	1,653
有形固定資産計	21,926	2,437	813	23,550	11,924	2,321	11,625
長期前払費用	4,192	445	80	4,556	1,413	287	3,143

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	515
預金	
普通預金	528,750
定期積金	1,800
計	530,550
合計	531,066

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社昭電	73,871
キャノンITSメディカル株式会社	36,012
学校法人行吉学園	29,935
株式会社AIT	23,363
国立大学法人京都大学	9,618
その他	39,962
合計	212,763

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
66,112	1,245,771	1,099,119	212,763	83.8	40.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 完成工事未収入金

相手先別内訳

区分	金額(千円)
株式会社上組	4,754
リコージャパン株式会社	1,809
KDDI株式会社	1,349
社会福祉法人三井記念病院	1,193
株式会社昭電	1,175
その他	5,574
合計	15,855

滞留状況

計上期別	金額(千円)
2021年11月期計上額	15,855
2020年11月期以前計上額	—
合計	15,855

ニ. 未成工事支出金

区分	金額(千円)
病院医療情報システム構築	9,011
総合病院情報ネットワークシステム構築	3,231
ファイル管理・転送システム構築	906
合計	13,149

ホ. 商品

区分	金額(千円)
ネットワーク機器	48,665
その他	2,146
合計	50,811



へ. 原材料

区分	金額(千円)
工費用材料	1,053
合計	1,053

ト. 前渡金

相手先	金額(千円)
エイチ・シー・ネットワークス株式会社	39,256
ダイワボウ情報システム株式会社	20,455
日本アイ・ビー・エム株式会社	3,756
ネクスト・セキュリティ株式会社	3,072
日本オラクル株式会社	1,674
その他	4,445
合計	72,661

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エイチ・シー・ネットワークス株式会社	37,340
ダイワボウ情報システム株式会社	26,816
株式会社夢テクノロジー	6,307
アイスペックビジネスブレイン株式会社	5,662
株式会社ヒューマンスピリッツ	1,760
その他	9,274
合計	87,160

ロ. 工事未払金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
石渡電気株式会社	6,708
有限会社ベルサンク	2,689
山崎電気通信	2,517
株式会社高文	1,997
共和電設株式会社	1,875
その他	4,675
合計	20,464

ハ. 前受金

相手先	金額(千円)
セコム山陰株式会社	65,656
菱電商事株式会社	12,344
三井住友ファイナンス&リース株式会社	3,774
ネクスト・イット株式会社	3,315
キャノンITSメディカル株式会社	2,976
その他	9,897
合計	97,964

(3) 【その他】

最近の財政状態及び経営成績の概要

2022年7月15日開催の取締役会において承認された第17期中間会計期間（2021年12月1日から2022年5月31日まで）の中間財務諸表は次のとおりであります。

なお、この中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく中間監査は未了であり、中間監査報告書は受領しておりません。

【中間財務諸表】

① 中間貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当中間会計期間 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	531,066	611,342
売掛金	212,763	238,352
完成工事未収入金	15,855	51,210
契約資産	-	1,139
未成工事支出金	13,149	10,415
商品	50,811	49,454
原材料	1,053	721
前渡金	72,661	62,118
前払費用	2,844	3,011
その他	100	-
流動資産合計	900,306	1,027,767
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,905	7,571
車両運搬具（純額）	2,066	1,677
工具、器具及び備品（純額）	1,653	1,719
有形固定資産合計	11,625	10,968
投資その他の資産		
出資金	80	80
長期前払費用	3,143	3,306
繰延税金資産	2,282	2,282
その他	14,014	15,443
投資その他の資産合計	19,520	21,112
固定資産合計	31,146	32,081
資産合計	931,453	1,059,848
負債の部		
流動負債		
買掛金	87,160	54,137
工事未払金	20,464	16,500
未払金	7,741	8,118
未払費用	13,226	11,684
未払法人税等	21,526	51,401
未払消費税等	18,061	17,550
前受金	97,964	127,948
賞与引当金	-	16,924
工事損失引当金	-	1,217
その他	7,411	2,701
流動負債合計	273,557	308,185
固定負債		
資産除去債務	4,511	4,520
固定負債合計	4,511	4,520
負債合計	278,069	312,705

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年11月30日)	当中間会計期間 (2022年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
利益剰余金		
利益準備金	1,350	1,650
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	572,033	665,493
利益剰余金合計	573,383	667,143
株主資本合計	653,383	747,143
純資産合計	653,383	747,143
負債及び純資産合計	931,453	1,059,848

② 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
売上高	852,869
売上原価	611,493
売上総利益	241,376
販売費及び一般管理費	97,036
営業利益	144,340
営業外収益	
受取利息	3
受取給付金	2,500
社宅家賃収入	1,246
その他	72
営業外収益合計	3,821
経常利益	148,161
税引前中間純利益	148,161
法人税、住民税及び事業税	51,401
法人税等合計	51,401
中間純利益	96,759

③ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年12月1日 至 2022年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	80,000	1,350	572,033	573,383	653,383	653,383
当中間期変動額						
利益準備金の積立		300	△300	-	-	-
剰余金の配当			△3,000	△3,000	△3,000	△3,000
中間純利益			96,759	96,759	96,759	96,759
当中間期変動額合計	-	300	93,459	93,759	93,759	93,759
当中間期末残高	80,000	1,650	665,493	667,143	747,143	747,143

## ④ 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年12月1日 至 2022年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	148,161
減価償却費	1,026
賞与引当金の増減額 (△は減少)	16,924
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	1,217
受取利息及び受取配当金	△3
売上債権の増減額 (△は増加)	△60,943
棚卸資産の増減額 (△は増加)	4,423
仕入債務の増減額 (△は減少)	△36,986
未払金の増減額 (△は減少)	376
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,541
前渡金の増減額 (△は増加)	10,542
前受金の増減額 (△は減少)	29,983
その他	△6,583
小計	106,598
利息及び配当金の受取額	3
法人税等の支払額	△21,526
営業活動によるキャッシュ・フロー	85,074
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期積金の純増減額	1,200
有形固定資産の取得による支出	△370
敷金の差入による支出	△1,574
その他	145
投資活動によるキャッシュ・フロー	△599
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△3,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	81,475
現金及び現金同等物の期首残高	529,266
現金及び現金同等物の中間期末残高	610,742

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。



## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日、毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り(注)2	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料(注)3
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。  ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。  当社の公告掲載URLは次のとおりです。</p> <p><a href="https://www.fit-works.co.jp/">https://www.fit-works.co.jp/</a></p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

3. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## **第四部 【株式公開情報】**

### **第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】**

該当事項はありません。

### **第2 【第三者割当等の概況】**

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

2022年8月4日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
武内 寿明 (注) 1. 2.	兵庫県姫路市	200,000	100.00
計	—	200,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

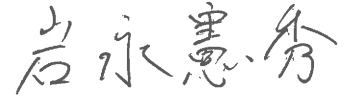
# 独立監査人の監査報告書

2022年7月29日

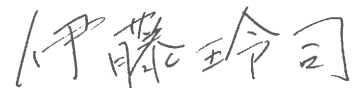
株式会社フィットワークス  
取締役会 御中

ひかり監査法人  
京都事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士



指定社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットワークスの2020年12月1日から2021年11月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットワークスの2021年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2020年11月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上